



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	英語教育の教育内容としての法助動詞の未来時表現との関連について : willの“未来性”用法をめぐって
Author(s)	大竹, 政美
Citation	教授学の探究, 21, 1-7
Issue Date	2004-01-30
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/13640">https://hdl.handle.net/2115/13640</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	21_p1-7.pdf



# 英語教育の教育内容としての法助動詞の 未来時表現との関連について

—willの“未来性”用法をめぐって—

大 竹 政 美

(北海道大学大学院教育学研究科)

## はじめに

筆者は大竹(1987)において、Huddleston(1984)の分析に基づいて、英語の動詞句における時間表現の一環としての時制の体系を「過去」対「現在」(例、took 対 takes)という二つの項から成る体系とする立場を採用した。伝統文法ならば未来“時制”の標識と認定するであろう「未来時への指示がある時のWILL」(例、He will be seventy tomorrow.)は、時間表現の指導体系の中で、「現在時制の非法的な動詞句」(例、He is seventy tomorrow.)との対立において指導されるべき最初の未来時表現として位置づけた(大竹 1987: 9-10)。WILLを、未来時制の助動詞ではなく、CAN, MAY, MUSTなどと同類の法助動詞として取り扱おうというのである。

また、大竹(1998)においては、中野(1993)の核意味分析に基づいて、法助動詞に特徴的な多義性を的確に説明することを目指した指導過程の全体構造を提示した。この全体構造を、大竹(2000)において次のように修正した(大竹 2000: 73)。

- 「0. 助動詞とは何か」(導入部；「助動詞」を法助動詞の意味で用いる)
- 「1. 許可・義務」(義務的法性を取り扱う)
- 「2. 推量」(認識的法性を取り扱う)
- 「3. 慣用的用法」(動的法性を表す法助動詞の語用論的含意を取り扱う)

この中でwillの“未来性”用法が取り扱われるのは、「2. 推量」の部分である。

そうすると、英語教育の中の文法教育の領域において、法助動詞の指導を未来時表現の指導とどんなふうに関連づけるのがよいのかが問題となる。この問題を考察することが本稿の課題である。法助動詞の指導過程の全体構造、あるいは、教育内容としての法助動詞の内部構造におけるwillの“未来性”用法の取り扱いを考察することによって、未来時表現との関連を探っていく。

なお、筆者は、文法教育の領域における法助動詞や未来時表現の体系的な指導に先立って、WILLを非体系的・個別的に、《意志》あるいは《未来性》を表す語彙項目として語彙教育の領域において導入することに反対しているわけではない。むしろ、それは体系的な文法教育の前提条件であると考えている。

## 1. 核意味分析の法助動詞の指導にとっての意義

大竹 (1998) でも述べたように、英語の法助動詞の指導においては、法助動詞に特徴的な多義性をいかに的確に説明するかということが重要な課題となる。この課題を解決するために、「各法助動詞の意味を個別的に記述する」ことだけではなく、「各法助動詞の異なった語義間の関係、異なった法助動詞間の意味関係を体系的、理論的に説明」することを目指した意味分析法である核意味分析 (中野 1993: 1) に基づいて教育内容を構成することにしたのである。

各法助動詞に固有の核意味の「核」を成すのが、「意味核」と呼ばれているものである (中野 1993: 196)。これは、いわば、各法助動詞の本質の意味である。筆者は、法助動詞の指導の目標を、各法助動詞の意味核と相異なる語義あるいは本質の意味と諸用法を多様の統一において、あるいは、本質とその現象として理解させることに置いているのである (根本 (1987: 43-44) の、英語の現在完了の指導に関する主張を参照されたい)。

認識的法性、義務的法性、動的的法性のいずれにおいても、「法性の基本的概念」は「可能性」(possibility) と「必然 (要) 性」(necessity) という論理学的な概念である。しかし、これら二つの論理学的概念だけで英語の法性のすべてを取り扱えるわけではない。次の例における法助動詞 WILL の意味は、「可能性」「必然 (要) 性」とは関係がない。

- (1) i John will be there by now. [[推測]: 認識的法性の一様]
- ii Ask him if he will have some cake. [意志: 動的的法性の一様]

CAN, MAY, MUST などと同じく法助動詞という部類に属する WILL の意味が、CAN, MAY, MUST などの意味と同様に三種類の法性に分類できるとすれば、WILL の意味を取り込むことができる理論的枠組みのほうが、英語の法性を取り扱うものとしてはより適切である (中野 1993: 31, 35-36)。

CAN, MAY は「可能性系列」、MUST は「必然性系列」に属する法助動詞である。CAN の意味核は「能力に由来するいわば『積極的可能性』」であり、MAY の意味核は「障害が無いということから生じる『消極的可能性』」であり、MUST の意味核は「強制」である (中野 1993: 203, 209-210, 207-208)。それぞれの意味核を分析的に表現すれば、次のようになる。

CAN: 《そうする／そうであることがある》  
MAY: 《そうしない／そうでないこともない》  
MUST: 《そうしない／そうでないことはない》

可能性系列にも必然性系列にも属さない法助動詞である WILL の意味核は、「傾向性」である (Nakano 1983: 21)。遠山 (1994: 31) のことばを借りれば、次のようになる。

WILL: 《当然そうなる》

以下では、WILL の意味核が、法助動詞の指導過程の全体構造の中の「推量」の部分までで取り扱われる WILL の用法にどのように現れているかに注意しながら、法助動詞 WILL の未来時

表現との関連を探る。

## 2. 「助動詞とは何か」の部分における will の取り扱い

指導過程の導入部では、法助動詞（指導過程では「助動詞」という用語を用いる）とは何かを明らかにする。

### 2. 1 法助動詞の形式的特性

ここでは、法助動詞の弁別的な形式的特性のうち、「時制形式 (tensed forms) のみ」(したがって、「相互排他的である一等級接続において以外は結合しない」)、「一致 (agreement) なし」, 「原形不定詞句 (bare infinitival) をとる」(Huddleston 1995 : 414) という三つを取り上げる。WILL もこれらの特性を持っていることを確認する。

なお、この指導過程では、法助動詞(例. WILL)の二つの時制形式のうち、現在時制形式(例. will) に焦点を合わせる。

### 2. 2 法という形式的なカテゴリーと法性という意味的なカテゴリー

さらに、この指導過程が、最も中心的な法助動詞である can, may, must, will の意味を探究していくためのものであることを学習者に伝える。

そもそも、「法助動詞」(modal auxiliaries) という名称は、法助動詞の意味が「法性」(modality) にかかわるものであることに由来する(中野 1993 : 1)。

Huddleston & Pullum (2002) は、法助動詞によって「分析的に」標示される「形式的な体系」とそれが結びついている「意味の領域」とを区別するために、「法」(mood) と「法性」(modality) という別々の用語を用いている。「無標の (unmarked) 法」(例. She goes to school.) が結びついているのは「事実の断定」(factual assertions) であるのに対して、「有標の (marked) 項」(例. She may/must go to school.) が結びついているのは「さまざまな種類の非事実性 (non-factuality) あるいは非現実性 (non-actuality)」である (Huddleston & Pullum 2002 : 115-118)。

法性が中心的に問題にするのは、法助動詞を除いた部分が表す「事態 (situation) [= 出来事・状態] の事実性 (factuality) あるいは現実化 (actualisation) に対する話し手の態度 (speaker's attitude)」である。「法性が標示されていない」(unmodalised) 文 (例. He wrote it himself.) の通常の使用では、「話し手は、緩和 (qualification) あるいは特別な強調 (emphasis) をすることなしに、表現されている命題 (proposition) の事実性を認める態度表明をしている (is committed)」。対照的に、「法性が標示されている」(modalised) 文では、同じく事実性が問題になっている場合 (例. He must have written it himself.) には、話し手はやはりその事態の「事実性を認める態度表明をしている」けれども、その「態度表明 (commitment) は、その命題の真実性 (truth) が直接わかっていることとしては提示されていないという意味で緩和されている」。また、「未来の事態の、事実性というよりはむしろ現実化が問題になっている」場合 (例. You must help him.) もある (Huddleston & Pullum 2002 : 173)。

以上のような法性の典型的な特徴からすれば、中心的な「法性の種類 (kind)」(Huddleston & Pullum 2002 : 177-178) は認知的法性と義務的法性である。指導過程の「慣用的用法」の部分で取り扱われる「動的法性」(dynamic modality) は、典型的には、「特に主語名詞句によっ

て……指示された人等々の特性(properties)や性向(dispositions)」(例. can の能力用法, will の意志用法)を問題にするが,「事態の事実性あるいは現実化への話し手の態度」を必然的に含むわけではないという点で中心的ではない(Huddleston & Pullum 2002: 178-179)。

### 3. 「許可・義務」の部分における will の取り扱い

この部分で取り扱う「義務的法性」(deontic modality)は,典型的には,「未来の事態の現実化への話し手の態度」を問題にする(Huddleston & Pullum 2002: 178)。

will の義務的な用法は,この指導過程では取り扱わない。この部分で取り扱われるのは, must が表す「義務的必然性」,すなわち「強い義務」(例. You must attend the lectures.)と,形式ばった文体で may が,くだけた文体で can が表す「義務的可能性」,すなわち「許可」(例. You may/can attend the lectures.) (Huddleston & Pullum 2002: 182)である。

ここで,法助動詞の意味・用法の体系の「次元」の一つとして,「法性の強さ(strength)」を導入する。この次元は,「事態の事実性あるいは現実化を認める態度表明(典型的には,話し手の態度表明)の強さ」を問題にする。「必然性」は「強い」法性であり,「可能性」は「弱い」法性である(Huddleston & Pullum 2002: 175)。

義務的必然性(例. You must come in immediately.)は「そうしないことを是認しない」という点で強く,義務的可能性(例. You may take your ties off.)は「[そうする]かどうかに関しての選択の機会を許す」という点で弱い(Huddleston & Pullum 2002: 176-177)。これは,1. で述べた CAN の意味核《そうする/そうであることがある》,MAY の意味核《そうしない/そうでないこともない》,MUST の意味核《そうしない/そうでないことはない》から自然に説明されることである。

### 4. 「推量」の部分における will の取り扱い

この部分で取り扱う「認識的法性」(epistemic modality)は,典型的には,「過去時または現在時の事態の事実性への話し手の態度」を問題にする(Huddleston & Pullum 2002: 178)。

この部分で取り扱われる助動詞は,まずもって,「認識的必然性」を表す must と,「認識的可能性」を表す may (例. He must/may have done it deliberately.)である。認識的用法では,可能性を表す can は否定文や疑問文といった「非断定的(non-affirmative)文脈」に限定される(Huddleston & Pullum 2002: 180)。

次に,この部分で取り扱われる will の用法は,次のような例に見られるものである。

- (2) i [Knock on door] That will be the plumber.
- ii She will beat him in under an hour.

(2i) の用法は,現在時(および過去時)の事態に対する推測を表すものである。(2ii) の用法は,“未来性”を表すとされるが,実は未来時の事態に対する予測を表す用法と記述されるべきものである(Huddleston & Pullum (2002: 188, 190)を参照のこと)。

これら二つの用法を,対応する単純現在の用法と比較してみよう(Huddleston & Pullum 2002: 209)。

- |         |                              |  |
|---------|------------------------------|--|
| (3)     | 現在時                          | 未来時                                      |
| 単純現在    | i That is the doctor.        | ii They meet in the final in May.        |
| will+原形 | iii That will be the doctor. | iiii They will meet in the final in May. |

ここで、法助動詞の意味・用法の体系のまた別の次元として、「法性の程度 (degree)」を導入するのが適当である。この次元は、「明らかに認定可能で分離可能な、法的な意味の要素がある程度」に関係がある。will の場合、法性の程度は一般に、「過去時や現在時の事態についてよりも未来時の事態についての方が際立って少ない」。前者では、法助動詞の有無が「とても鮮明で明白な意味の違い」と結びついている（「高い程度」の法性）。後者では、法助動詞の有無による「意味の違い」は検出しがたい（「低い程度」の法性）(Huddleston & Pullum 2002 : 179-180)。

#### 4. 1 推測用法

現在時についての対立からみていこう。ここで注意しなければならないのは、will が「must と同じ意味論的強さ」を持っているということである。推測用法の will は、通例語用論的には、単純現在よりも認識的にずっと弱い、意味論的には「事態の事実性を含意する」。単純現在は事態を「私 [=話し手] が知っていること」として提示するのに対して、will は「自信のある [推測]」として提示するのである (Huddleston & Pullum 2002 : 189)。これは、1. で述べた WILL の意味核《当然そうなる》から自然に説明されることである。

#### 4. 2 “未来性”用法

次に、未来時についての対立をみてみよう。will は「予測がはずれる可能性を認めていない」(ミントン 1999 : 11)。これも、WILL の意味核《当然そうなる》から説明されることである。

特別なことのない限り、事態を未来時に位置づけるのには will が用いられる。主節において、未来時を表すのに単純現在を用いることができるのは、厳しい語用論的条件の下においてのみである (Huddleston & Pullum 2002 : 189)。

- (4) i You will understand when you receive Kim's letter tomorrow.  
 [Cf. You understand when you receive Kim's letter tomorrow. は、ふつう語用論的に変則的である]
- ii We leave for Sydney tomorrow.

主節において未来時指示に用いられる単純現在、すなわち、現在「未来構文」(futate) に対する語用論的な制約とは、その節が表す未来時の事態が「すでに現在においてわかっていると想定されうること」(例、「予定された出来事」) でなければならないというものである (Huddleston & Pullum 2002 : 131-132)。

“未来性”用法の will の場合、「時間的な意味成分」である未来性にさまざまな程度の「法的な意味」が伴う。

- (5) i He will be two tomorrow.

ii She will beat him in under an hour.

(5i) では, will が「未来性の標識」になりそうなほど, 意味の「法的な成分」が最低限度にまで縮小されている。しかし, それは「まったくゼロというわけではない」。というのは, この文の真実性は, 「彼が明日まで生き延びることを条件とする」から。それに対して, (5ii) は, 「未来についての, 事実の陳述ではなくて, 予測と明らかに感知される」。「予測が実現するのを妨げる」可能性のある要因が数えきれないほどある (Huddleston & Pullum 2002: 190)。しかし, いずれの場合も, 予測の範囲に収まっていると考えてさしつかえない。

ここで, 「未来性と法性との間の緊密な内在的つながり」に注意を向けてみよう。

未来についてのわれわれの知識は不可避免的に, 過去や現在についてのわれわれの知識よりもずっと限られており, われわれが未来について述べることは, 事実に関する緩和されていない断定というよりはむしろ予測 (prediction) の性格を持っていると典型的には感知されるものである。 [Huddleston & Pullum 2002: 190]

要するに, will の, “未来性”を表すとされる用法は, 予測を表す用法である。これは, 「話し手の知識の限界」を一般に問題にする法性である認識的法性に属するものである (Huddleston & Pullum 2002: 190)。

## 5. 法助動詞 will の指導と未来時表現 will の指導の相対的順序

推測用法の will は「想定あるいは予期」の観念を伝達し, 多くの場合, 「未来の確証 (confirmation) の暗示」を伴う (例, I can't tell you what the word means but it will be in the dictionary.) (Huddleston & Pullum 2002: 189)。

したがって, 推測用法の will にも予測用法の will にも, 「未来性の要素」がある。後者の場合には事態の時の未来性であり, 前者の場合には「検証 (verification) の時」の未来性である (Huddleston 1988: 81)。

そこで, 法助動詞 will の指導と未来時表現 will の指導の相対的順序は, 次のようになる。同じ未来性の要素であるとはいっても, 検証あるいは確証の時の未来性よりは事態の時の未来性を先に指導するのが自然であろう。未来時表現の指導の中で予測用法の will を取り扱った後に, 法助動詞の指導の中で推測用法の will も取り扱い, WILL の本質的意味を教えるというのが妥当な順序であるように思われる。

### 参考文献

- 大竹政美. (1987). 「動詞句における時間表現の指導体系の順序構造」, 『教授学の探究』第 5 号, 7-13.  
大竹政美. (1998). 「英語法助動詞の意味体系の指導に向けて—核意味分析に基づいて—」, 『北海道大学教育学部紀要』第 77 号, 97-114.  
大竹政美. (2000). 「英語の(準)法助動詞 can, may, must, have to, will の使いわけができるような指導に関して」, 『北海道大学大学院教育学研究科紀要』第 82 号, 73-78.  
遠山顕. (1994). 『遠山顕の会話に使える英文法』. 東京: ジャパンタイムズ.

中野弘三, (1993). 『英語法助動詞の意味論』. 東京: 英潮社.

根本義文, (1987). 「現在完了をどう理解させるか—その本質的意味と用法の指導—」, 『教授学の探究』第5号, 42-80.

T. D. ミントン, (1999). 『ここがおかしい日本人の英文法』. 東京: 研究社出版.

Huddleston, R. (1984). *Introduction to the Grammar of English*. Cambridge: Cambridge University Press.

Huddleston, R. (1988). *English Grammar: An Outline*. Cambridge: Cambridge University Press.

Huddleston, R. (1995). "The Case Against a Future Tense in English," *Studies in Language* 19, 399-446.

Huddleston, R. & G. K. Pullum (2002). *The Cambridge Grammar of the English Language*. Cambridge: Cambridge University Press.

Nakano, H. (1983). "On the Core Meaning of *Will*," *Linguistics and Philology* 4, 1-27.